

渋谷区告示第四百四十六号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、ライオンズマンション広尾マンション建替組合の設立を認可したので、同法第十四条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年八月三十日

渋谷区長 長谷部 健

一 組合の名称

ライオンズマンション広尾マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名 称 ライオンズマンション広尾

(二) 敷地の区域 渋谷区広尾五丁目五二番四

三 施行再建マンションの敷地の区域

渋谷区広尾五丁目五二番四

四 事業施行期間

令和元年六月から令和四年十二月まで

五 事務所の所在地

東京都港区芝五丁目三〇番一・六〇二号

六 設立認可の年月日

令和元年八月三十日

七 事業年度

毎年五月一日から翌年四月三十日まで

八 公告の方法

組合の公告は、事務所又は現地に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

九 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和元年九月二十八日